Ⅶ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,023	
政府出資の機会費用	11,297	12,321
Ⅷ　（控除）国庫納付額		−1,780
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト		3,619,578

（注１）　引当外退職給付増加見積額には、国又は地方公共団体からの出向職員に係るコスト（44,903千円）を含んでおります。

注　記　事　項

（重要な会計方針）

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂））を適用して、財務諸表を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「機能強化経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準、費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～60年
構築物	２～52年
工具器具備品	２～15年
車両運搬具	２～６年
船舶	２～５年

受託研究等収入で購入した資産は、研究期間を耐用年数としております。

なお、国から承継した固定資産については承継時の残存耐用年数で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与のうち、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額の引当金を計上しております。

なお、賞与のうち、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与引当金は計上しておりません。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．環境対策引当金に係る引当計上基準

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているＰＣＢ廃棄物の処理に要する費用については、一部運営費交付金により今後財源措置がなされる予定とされております。本学が保管中のＰＣＢ廃棄物処理費用のうち、法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていることが明らかでない分については、合理的見積額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

（運営費交付金により財源措置されない教職員）

教職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における自己都合要支給額に基づき退職給付に係る引当金を計上しております。

（その他の職員）

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

６．徴収不能引当金の計上基準

債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能額を計上しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　評価基準

低価法を採用しております。

⑵　評価方法

移動平均法を採用しております。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の賃借料の市場価格を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付政府保証債の平成29年３月末利回りを参考に0.065％で計算しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式としております。

11．財務諸表の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切り捨てにより作成しております。

（表示方法の変更）

国立大学法人会計基準の改訂に伴い、当事業年度より、貸借対照表の「前受受託研究費等」を「前受受託研究費」及び「前受共同研究費」に、損益計算書の「受託研究費」を「受託研究費」及び「共同研究費」に、「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」に、キャッシュ・フロー計算書の「受託研究等収入」を「受託研究収入」及び「共同研究収入」に、国立大学法人等業務実施コスト計算書の「受託研究等収益」を「受託研究収益」及び「共同研究収益」にそれぞれ区分して表示しております。